

昭和三十一年十二月

船舶売買契約書改訂書式に就て

社団法人 日本海運集会所

船舶売買契約書改訂書式に就て

一 改訂趣旨の逐条説明

萩 原 正 彦

はしがき

日本海運集會所に於ては、先般その制定に係る船舶賣買契約書の改訂を行い、去る昭和三十一年十二月十七日より改訂書式を發賣したので、改訂委員會の議事録をとり纏めて改訂の趣旨を明らかにし、利用者の便に供することとした。同時に参考になると思われる事項を註記したから、この點については御批判を仰ぎたいと思っている。

改訂委員会の設置とその審議経過

集會所制定の船舶賣買契約書式は去る昭和二十四年七月の制定に係るため、その後に於ける時日の推移に伴い、条項の解釈に疑義を生じ、最近に於ては使用上不備を感じるとの声を聞くに至つた。よつて海運書式研究常置委員会（註）は本問題を探り上げて検討の結果、分科会を設けて専門的に研究することに決定、左の諸氏がこれに當られた（〇印は分科會委員長、括弧内は代理出席者）

宮地汽船

○出井治郎

乾 汽船

大垣 護

甲斐機船

五十嵐鉄雄

川崎車工

はしがき

主機関製造者	同製造年月	年 月	
		定期	中間期
備品	目録に記載された本船屬具及び備品、但し乗組員の私有物はこれを除く	馬力	馬力
屬具及び備品		日無線電信機	有 無
検査期日	年年 月 日		

第一条 【契約の目的物】本契約の目的物は左の通りである。

見出し及び本文共旧書式と同様であつて、本売買契約に於ける目的物を個々の契約に従い、夫々記入欄に書き込むわけである。

船舶表示

字句は旧書式と変りない。本欄は契約時に於ける本船の現状を確認する意味から、詳細に記入欄を設ける方がよいとの意見もあつたが、記入事項についてはそれがその儘売主の責任となるから、出来丈簡略にしたいとの要望もあり、一八九四年英國商船法に規定された Bill of Sale 書式(註1)等をも参照して検討の結果、本欄は目的物の同一性を認識しえれば足り、詳細に記入させることは徒らに売主の負担を加重するに過ぎないから簡略化することとしたが、国内に於ける売買契約であるからこの程度の項目ならば差支えないであろうと云うことに落着き、若干字句の補正を施したのみで旧書式の項目をそのまま踏襲することとした(註2)。

(註1) Bill of Sale とは船舶賣買證書とでも云うべきもので、前記英國商船法第十條以下の規定によつて、登記船若しくはその持分の賣買に際し所有

net register, built in (these and other particulars approximate-ly according to latest Lloyd's Register), おつて、集會所書式

本条末尾の「屬具及び備品」並びに第一条の規定と関連を有する重要項目である。文言の意義については集會所の制定に係る他の契約書式、殊に造船契約書に於ける解釈に従い、「資格」とは「一級船遠洋区域航行の資格」の如き船舶安全法、同施行規則等の法令に基くものを意味し、「船級」とは N.S.※, ■100 A1, A 1(5)の如く船級協会の規定に基くものとした。

に比し極めて簡略化されたものとなつてゐる。云うまでもなく賣買船の引合に際しては、買主として本船の状態を仔細に調査するわけであるから、本船の同一性さえ認識出来れば簡素化する方がよいとの意見が從來から唱えられてゐた。

船名 船 丸

旧書式には「船種船名 船 丸」とあつたため、「船種」とは客船、貨物船等の如く用途別によるものか、又は汽船、機船等の如く機関の種別により記入するのか、との質問が出たが、慣習上

用途別による種別は記入していないとの発言があり、從来他の集會所書式では單に「船名」とし「機船何丸」の如く記入する趣旨をとつてゐるので、他の書式と統一し「船種」の語を削除した。但し当事者間に於て、用途による区別により記入しても差支えない様になつてゐる(註)。

(註) 船舶安全法施行規則に附屬する船舶検査證書の書式では「船種船名 船 丸」とあり、また船舶の製造検査(船舶安全法第六條)に於ける台

格證書の書式には「船舶ノ種類及鋼船又ハ木船ノ區別」とあって、推進機関の種別により「汽船」若しくは「帆船」を記入することになつてゐる。尙船

夏季積載總重量噸數 噸

以上三項目共説明するまでもない。

夏季積載總重量噸數 噸

昭和二十六年八月改訂に係る集會所制定の定期傳船契約書第一條にある「夏季積載總重量噸數」欄の如く「二、二四〇」封度を「一頓とす」との文言を設ける必要はないか、との質問が出たが、記入欄に「噸」の文字があるから差支えないとした(註)。

(註) 集會所制定現行契約書式中重量噸數の単位については造船契約書の場合を除き、海上取引の慣行を考慮してすべて二、二四〇封度を「一頓とする所

を意味するものとした。

於ける解釈に従い、「資格」とは「一級船遠洋区域航行の資格」の如き船舶安全法、同施行規則等の法令に基くものを意味し、「船級」とは N.S.※, ■100 A1, A 1(5)の如く船級協会の規定に基くものとした。

船舶番号 第号

管海官厅に於ける登録番号であつて、説明するまでもない。(註)

(註) 規格型船や小型船の場合に於ては、同一性の認識上恰好のものと思われる。

船質

「鉄」、「鋼」の如く船体製造材料によつて記入する。

船籍港

総噸数 噸

純噸数 噌

以上三項目共説明するまでもない。

夏季積載總重量噸數 噌

以上何れも旧書式と同じ項目であつて、「主機」とあつたものを「主機関」と云い改めたにすぎない。これらの項目は買船引合に当り極めて重要な項目ではあるが、契約書式としては微に入りすぎるとの意見もあつた(註1)。然し乍ら前記の方針(註2)に従い存置することとした。

(註1) 買船の引合に於て、本船の船歴につき留意すべきことは一般に船体及び主機關は何時何處で造られたか、今迄本船はどの様な人々によつて所有せられ且つ運航されて來たか、の點とされている。これによつてその船の保船(Maintenance)状態を始め、現状を推測することが出来、延いては購入價値判定の有力資料となるからである。契約書式として微に入りすぎるとの理由は、引合の途上必ず明らかにされるからと云うにほかならない。

(註2) 第一條「船舶表示」説明参考照。

主機関の種類及び數

旧書式では「主機」とあつたのを「主機関」と改め、且つ一部文言の補正を施したもので、例えば「三連成往復動汽機一基」の如く記入する趣旨であることは旧書式の場合と変りない。

馬力 馬力

(舊書式) 馬力 公稱 馬力

主機関の出力に関する記入欄である。

現在「公稱馬力」との術語は用いられないから(註1)、連續最大出力及び常用出力(註2)を表示する様にしては如何との提案が出たが、機関の種類に

よりその計測方法も異なるので、記入欄に「馬力」の語を一箇のみ残すこととし、「連續最大」「常用」「実馬力」「軸馬力」「制動馬力」等使用に当り必要な文字を任意記入することとした。

(註1) 公稱馬力を英譯すれば「Nominal horse power」とされている。

現行の船舶職員法は昭和二十六年四月

法律第百四十九號として公布されたものであるが、舊船舶職員法は明治二十九年四月法律第六十八號として公布、翌年七月より實施された。舊法はその第四條に於て「各船舶ニ乗組マシンヘキ船舶職員ノ定員及其ノ免狀ノ種類」を遠洋、近海、沿海並びに平水の四航路、汽船若しくは帆船とする船舶種類及び總噸數により分類して夫々規定したが、昭和四年の改正(法律第四十六號)により、機關を有する船舶に乘組ましむべき機關部員については右の分類中の總噸數に代え機關の公稱馬力によることとし、その算式を同法施行細則第十一條にて規定した。同時に爾後交付せらるべき船舶検査證書には公稱馬力を記載することとした。その後「船舶職員として乗組ますべき者の資格を定め、もつて船舶の航行の安全を圖ることを目的」として(新法第一條參照)昭和二十六年公布された新法は第十八條に於て機關部職員を含めすべて航行区域と總噸數による分類によつて職員の資格を定めたため、公稱馬力との術語は姿を消してしまった。現在では船舶検査證書の書式中に從來通り記入欄が見受けられるのみであるが、實際にその記入欄も使用されていない。尙舊法は資格及び定員(實際的には最低員數となるであろうが)につき規定し

ていたが、新法は資格のみを規定し定員については觸れていない。しかし目下懸案となつてゐる改正案によれば前記新法第一條に對し「法の目的が船舶職員の資格及び員數の最低基準を定めたものであることを規定すること」とある。

因みに公稱馬力が使用されなくなつた理由として考えられることは、その算定が往復汽機は低壓氣筒の數、徑及び行長、汽罐の制限汽壓及び總受熱面積により、タービン汽機は汽罐の制限汽壓と總受熱面積により、ディーゼル式發動機は氣筒の數及び徑により夫々公式に従つて計算するようになつてゐたが、技術の進歩につれて汽機に於ては高溫高壓汽罐が製作され、發動機に於ては氣筒當りの壓力が増し遂にはスイパーチャーチード發動機が製作され、至つたため、從來の算式では意味がなくなつたためではないかと思う。

(註2) 機關の出力表示として「定格出力」との術語が近年使用され、英譯する場合は「Normal output」としていたが、米國術語として「Normal output」と云えば我が國で謂う常用出力を意味するため、最近に於ては定格出力との語は一般に使用されてはない。従つて從来定格出力として意味せられた出力表示の語としては一般に連續最大出力(Maximum Continuous output)の

式の型式を踏襲した(註)。

(註) 無線電信機については船舶安全法に左の如く規定されている。
一 船舶安全法第四條 左ニ掲タル船舶ハ電波法ニ依ル無線電信ヲ設置スル
テ却つて紛らわしく、本條には「屬具及び備品」欄もあるので採り上げず、旧書

ラの有無を記入することにして如何との提案があつたが、法定設備ではないので却つて紛らわしく、本條には「屬具及び備品」欄もあるので採り上げず、旧書

無線電信機 有 無

電波航海機器としてレーダー及びローランの有無を記入することにして如何との提案があつたが、法定設備ではないので却つて紛らわしく、本條には「屬具及び備品」欄もあるので採り上げず、旧書

式の型式を踏襲した(註)。

(註) 無線電信機については船舶安全法に左の如く規定されている。

船舶安全法第四條 左ニ掲タル船舶ハ電波法ニ依ル無線電信ヲ設置スルコトヲ要ス

一 遠洋區域又ハ近海區域ヲ航行スル總噸數千六百噸以上ノ船舶
二 遠洋區域又ハ近海區域ヲ航行スル旅客船(十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶)

三 總噸數百噸以上ノ漁船

四 前各號ヲ除クノ外旅客船又ハ總

五百噸以上ノ船舶ニシテ國際

ば常用出力に夫々當るとみるべきである)。尙經濟出力(Economical output)との語は設計技術上紛らわしきため、最近にあつては一般に用いられないようである。因みに定格出力との術語は第二次大戰に際し海軍艦政本部が商船建造に關與するようになつてから業界に導入されたのではない

かと思われる。

力との術語は第二次大戰に際し海軍艦政本部が商船建造に關與するようになつてから業界に導入されたのではない

かと思われる。

航海ニ從事スルモノ

前項ノ無線電信ハ同項第四號ニ掲グ
ル船舶（總噸數千六百噸以上ノモノ
ヲ除ク）ニシテ旅客船ニ非ザルモノ
ニ付テハ電波法ニ依ル無線電話ヲ以
テ之ニ代フルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ無線電信又ハ無
線電話ノ施設ヲ要スル船舶ト雖モ航
海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ主務大
臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナ
シト認ムルトキハ之ヲ施設スルコト
ヲ要セズ

從つて法定設備と云つても小型船の場
合は必ずしもその設置を要求されない
から、斯かる船舶の賣買に於てはその
有無によつて賣買價格の差異が生じ得
るわけである。因みに外國船の中には
例えばマルコニー等の電信會社から無
線電信機を借りて取り付けている場合
が多いので、外國船購入に際してはそ
の所有權が船主に屬するものであるか
否かにつき調査することが肝要である
とされている。

属具及び備品

目録に記載された本船

属具及び備品、但し乗
組員の私有物はこれを

除く

旧書式文言に若干補正を加え完全な言
文一致体に改めた（註1）。

「属具及び備品」との意義につき、本
船の売買に際しては属具及び備品につい
て夫々目録を作るわけであるが、「属具
」とは法定属具のみを意味するものか等
の議論があり、最近の契約に於て慶々問
題を生じている事実に鑑み、一般に特約
として「有姿の儘」との文言を挿入する
ことのあるから、斯かる意味の文言を印
刷条件としては如何との提案もなされた

が、実際問題として第十一条（後出）に
ある未開封消耗品との関連に於て却つて
紛らわしいとの発言もあつた。更にまた

制定当時の議事録によれば、「關係官庁
では一般に属具は甲板部附屬品（船舶設

備規程第二百三十八条以下）を、備品は機
関部附屬品（船舶機關規程第二百六条以
下）を意味することになつてゐる旨の説

明あり、商法の規定（第六百八十五条、
同施行法第二百三十条）よりすれば備品は

属具の中に包含せられると解釋し得る
が、疑義を防ぐため「属具及び備品」と
明記することとする。尙「法定」のもの
を要求することは實際上極めて困難を生

ずるので、当事者が目録に記載した通常
必要なものとの趣旨としたとの記

録があるが、これは寧ろ法定のものでは
なく、根据帳に記載された属具備品の意
味とすべきであるとの意見も出た。よつ

て検討の結果、広義の意味に於ける本船
の塘航性（註2）とも考え合わせ、本欄

に謂う「目録」とは根据帳（Inventory）
を意味することとした。而して属具及び

備品の中には法定のものがあり、これら
について「船舶表示」中の「資格及び
船級」保持の建前から（註3）整備補充

を行ふ必要があるが、その他のものにつ
いては有姿の儘とする方が実際的である

との提言もあつて、結局第二条（後出）
に於ける「資格及び船級」の場合と同様

に、引渡時に於て改めて監督官庁の検査
を受ける必要のないことは勿論である
が、最近に於ける定期或は中間検査等に
於て整備された状態と引渡時の状態とは

個数に於て一致しなければならない。換
言すれば、検査後引渡迄の期間中使用し
たために生じた自然の損耗（Wear and
tear）については賣主は責任を負はず、

個数の不足についてのみこれを補充しな
ければならないとの趣旨を探ることとし
けられ（註4）。

但書については「船客用のものは除外
し、船員用のものは社章のあるものでモ
引渡して欲しい」との意見があり、例え
ば乗組員用毛布は本船の塘航性からみて
当然備品の中に含ましめるべきであると
の發言もあつたが、実際問題として当事
者間の話合に委ねる余地も多く、これら
の点に關する細部の決定は行われなかつ
た（註5）。

（註1）本書式に於ては契約の目的
物として、第一條に於て賣買の對象と
なるべき本船及びその属具備品につい
て規定し、更に第十一條に於て「殘存
船用品」に對する例外的規定を設けて
いるが、海外書式の一例を示せば左の
如きものがある。

Priam term : "...; with every-
thing belonging to her on board,
including all equipment, spare
gears, furniture, deck and engine
room stores, oil and paints, but
with the exception of bunker coals,
provisions, any furniture bearing
Owners' badge, and all private
effects of the Captain, Officers and
Crew,....."

Hanna term : "...; with every-
thing belonging to her on board,
including all equipment, spare
gears, chronometer, cabin fittings,
furniture, deck and engine room
stores, oil and paints, but with
the exception of bunker coals,

條（本船の狀態）の説明を參照。
(註3) 本船の「資格及び船級」保持
に於ては第二條の説明を參照。
(註4) 根據帳には一般に、法定のもの
及び船級協會の規則によつて定めら
れたものばかりではなく、船主が本船
の安全のために法定もしくは規則によ
る數量以上に、或はそれらの規定に關
係なく積み込んだ豫備品をも併せて記
帳しているが、右の趣旨により、賣主
としては法定もしくは規則に定められ
たものについてのみ規定數を整備すれ
ば、それ以外に賣主が積み込んでいた
ものについては現狀有姿の儘で差支え
ないと解されるわけである。
(註5) 乗組員用毛布が契約の目的
物として賣買代價の中に包含されてい
るものか何うか、と云う質問は屢々耳
にするところであるが、思うにこれは
今次大戦により生じた新らしい傾向で
はないかと考えられる。戦前一般的の船
にあつては士官用毛布のみを備え、そ
の他の用意はしていなかつたため、乘
組員は轉船に當り、恰も海軍兵が衣袴
を擔いで歩いた如く自己の毛布を携え
ていた様に記憶する。處が戦局の推移
と共に衣料も不自由となり、遂には乗
組員用毛布はすべて船主の手配するこ
とになり、戦後もこれが續いたため、今
日には往時と異つた慣習が生れ、
斯かる疑義を生ずるに至つたものと思
われる。從つてこれらについては今後
の解決に俟つべきものである。と同時に
外國船が賣船に際し社章入りの
什器備品等をもその儘引渡す例につい
ては、それらが當然契約の對象物とし
て賣買價の中に含まれるものではない
くて、諸種の便宜上無償で譲渡した、

（註5）塘航性の問題については第11

云い換えれば放棄したものではないかとの點を考えてみると必要がありはしないかと思う。因みに乗組員用毛布は一 般に一人當り五枚で船舶運營會當時では二年目から新舊の交換を始め、四年で全く取り替わると云われていたが、今日では恐らく五年乃至十年使用出來

第二条 【本船の状態】 売主は本船引渡

の際本船が第一回試航の資格及び
船級を保持し相当の属具及び備品
を備え航海に堪えることを保証す
る

舊第三條（堪航能力）賣主は本船の船體機関が堅牢であり相當の屬具及び備品を備えて航海に堪える性能を有し第一條の資格及び船級を保持することを保證する。

旧第二条の見出し及び本文を書き改めたもので、引渡しの際要求される本船の状態について規定した条項である。

旧条文を検討したところ、先づ本条に謂う「保証」が、「堪航能力」という見出しとの関係から、売船後までも保証す

次に「第一条の資格及び船級を保持する」との文言は、本船引渡しの時に右の資格及び船級を保持しておればよく、従つて実際問題としては、最近における定期又は中間検査において、斯かる資格及び船級を取得しておれば、引渡し時に改めて船級検査を受けることを要しない、との趣旨に解するが、「保持することを保証する」との表現は、本船の引渡し条件が所詮「船級維持の条件（註2）」であるか

の如くにみられるため、語句の配列を改めることにした。

また「航海に堪える性能を有し」との文言を「相当の属具及び備品を備えて」との文言にまで懸けることは、属具及び備品の解釈とも関連して争の原因となり易い。殊に完船は検査の直前に行われることが多いので、これを拡張して解釈するときは徒らに紛議を生ずることになる。従つて「航海に堪える性能を有し」との文言を寧ろ削除してはどうかとの提案が出た。これに対し、第一条の資格及び船級を保持していくも、引渡し直ちに動ける状態になればならぬので、削除することには反対である。幸い見出しに「堪航能力」とあり、且つ「相当の属具備品」との語もあるので、「堪航性を有し」とてもして紛らわしい「性能」との語を使用しないことにしては如何。更に、「堪航性」との用語を使用することは、集会所制定の他の書式中にある堪航能力との語が、所謂堪航能力ばかりではなく、堪航能力をも含む趣旨とされていながら、注意する必要がある、等の発言があつた。

よつてこれらの意見をとりまとめ、「第二条（堪航能力）」壳王は本船引渡しの際本船が第一条記載の資格及び船級を保持し、船体堅牢強固、機関完全で相当の属具及び備品を備え航海に支障のないことを保証する」との修正案を作り、属具及び備品については第一条におけると同じく、数量が揃つておればよく、その自然の損耗については考慮しないこととした。しかし「機関完全」との字句は本船の船令相当の完全さと解せば解せないところないが、新造船の場合の如く非常に完全なものと解され壳王にとって苛酷なものとなる、との意見があり、更に、

ライアム書式は、本船が航海に堪える状態にあり、且つ引渡港迄自己の蒸汽力によって安全に航行し得ることを条件とす
るのみで（註3）、売船後の堪航能力については何等規定していないが、右の条件から類推すれば、恐らく、本船は安全に到着したのであるから、将来も堪航能
力は充分ある筈だ、という解釈をとつて
いるのではないかと考えられる。また船
底検査の結果損傷が発見せられた場合、
売主は自己の費用で以て検査員が承認す
る程度に修理するか或は解約することが
出来るとしている（註4）。然るに本書
式では不可抗力による場合以外売主とし
て解約することは出来ないし（註5）、
右の修正案も稍もすれば堪航能力の担保
及び船級維持の条件とも解され、売主に
とつて酷であるから、さらに緩和した規
定とすべきであるとの發言があつた。
よつて協議の結果その保証が売船後ま
でに及ばないことを明確にするため、新たに「本船引渡の際」との文言を挿入し
て、引渡の瞬間本船が航海に堪えること
を保証する意味を明示することにした。
が、本船が引渡港まで到着するにはした
ものの、買主が次航を続けて行おうとし
たときに支障がある様では余りに勝手過ぎ
るので、前記修正案につき更に検討を
加え、「有姿の儘」（As she stands）と
の提案も採り入れ、見出しを「本船の状
態」と改め、「船体堅牢強固、機関完全
で」との文言を削除すると共に、漠然と
していて売主に対し酷に解される虞れはあるが、次期検査まではその儘で航海し
得る程度の属具及び備品を備えておくこ
と、並びにその儘で航海に堪え得ない様
な損傷は直すという趣旨から、条文の末
尾を「相当の属具及び備品を備え航海に
堪えることを保証する」と改めた。

而して本船の保持する「資格及び船級
」に關し「次期検査時には修理を要す」
との了解付で前回の検査を通過した個所
のある場合、売主はそのことを買主に通
告しなければならぬかとの質問があつた
が、これらのことは検査証書に書いてあ
るから買主として調べようとはすれば判明
することであるし、次回検査時に修理す
ればよく、それまでは船級が保証されて
いるから差支えない、ということに落着
き、売主に對し斯かる場合の通告義務は
課さないとの建前をとることとした。

(註1) 甲斐綠氏の言によれば、從來
船舶表示は本船の同一性さえ認識出来
ればよいので簡略にしたが、堪航能力
は大切であるとの理由で詳しく述べた結
果、遂にはこれを保証する様になつ
た、と云うことである。

(註2) 船舶賣買に於ける本船の引渡
條件については、高野進氏の著「船舶
業の經營」七八八頁以下に次の如き説

- (b) 船底のみの検査 (Subject to bottom inspection only)

本船受渡港に到着の上、入渠せしめ、船底及水線以下を船舶検査人又は双方の協定により潜水夫により検査せしめ、損傷な時は検査に合格し入渠費、検査人の費用は買主負擔となり、之に反するときは賣主の負擔となり、損傷の個所は検査人の満足する程度に修理して引渡をなす。

(c) 船級維持の條件 (Subject to maintenance of vessel's class)

本船着港の上、本船の属する船級協会の検査人をして、船級を維持するとの證明書を出さしむ、然乍賣主は往々にして、本船が特別検査期間の中間にありて、其後日誌に依るも、本船に何等の損傷なきより前回の検査證書を提出して新に検査を受くる必要なしと主張する事あり。

(d) 熟覽の上 (Subject to full inspection)

之れ歐州方面の賣買に最も行はるるものにして、受渡港到着の上、買主の代表者、本船の内外を熟覽の上本船を受取るべきや否やを決す、此條件に於ても保證金を供託する事は相同じ、只賣主は買主の諾否を知るまで、第三者に對し本船の傭船契約を見合はせざる可からず、若し引取も拒絶せらるゝ時は時日と費用とを損すべし、買主は受渡時期の市況、思わしからざるときは、往々にして、引取を拒否する事あり。

(e) 檢査なし (No inspection)

買主が本船を熟知せるか、又は此條件の下に特に格安に買入をなす事あり。

(f) 特別検査終了の上引渡し (Subject to passing survey)

船舶の特別検査近き内にあるか、已に其時期を経過せるものを、賣主の費用にて受検の上、引渡すもの、此場合に在ては其際の修繕費丈け、代金を増額せざれば引合はざる道理なり、其他の條件は前記のものが多少の變化をなせしめの也。

(註3) **Priam term** : 1. THE S. TEAMER shall be in seaworthy condition and be able to proceed

safely to her destination under her own steam.

(註4) **Priam term** : 5. (後段)

In the event of the bottom being found broken or damaged, and PURCHASERS decline to accept the steamer in such state, it shall be repaired and put in good and seaworthy condition to the satisfaction of the Surveyor above named at the VENDORS' expense, or VENDORS have the option of cancelling this Agreement and return Money deposited.

(註5) 第六條「引渡遲延」の説明参照。

第三條 【売買価格及び支払方法】本船の売買価格を金

21 買主が本契約に調印したときは保證金として金 円也を売主に預託しなければならない

前項の保證金は本船の引渡しがある場合売買価格の一部に充当するものとし、買主は残額金 円也を本船の受取りと同時に、本船の所有權移転登記をするに必要な一切の書類と引換えに於て賣主に支払うものとする

舊第三條(売買価格及支払方法) 本船賣買價格は金

金 円也とし賣主は本契約調印と同時に保證金として金 円也を賣主に預託する右保證金は本船の受渡しと同時に賣買價格の一部に充當するものとする

残額金 円也は買主より所有權移転登記をなすに必要な一切の書

類と引換に に於てこれを支拂う旧文言を整理して更に条項を分ち、各項の趣旨を明確化したもので、見出しは一部字句の補正を施した上、旧書式の表現をその儘使用した。

第一項は売買価格表示を明文とするための記入条項とした。

第二項は保證金に関する条項である。

「保證金」とするか否かについては、「若し内入金とすれば単に買價の1部分として支払われたものとなり(註1)、手附金とすれば契約不履行の際倍額返還する等の罰則的な意味を伴うこととなる(註2)。本条の場合は契約履行に対する買主の誠意を示す趣旨のものであるから保證金とし、契約不履行のときは当事者合議の上、その処分を決定すればよい」との発言があり、從来通り「保證金」との用語を使用することとした。従つてこの保證金は買手が支払うべき違約金(第十二條「契約違反」参照)に充当されるることもあり得るわけである(註3)。尚保證金に生ずる利息は買主側に帰するものと解することにした(註4)。末尾の文言を「……預託しなければならない」としたのは第三項末尾の「……ものとする」との重複を避け、前記の如く保證金は買主の契約履行に対する誠意を示すものであるとの趣旨を表示しようとしたからである。

第三項は売買価格の支払方法に関する条項とした。旧第二項の「所有權移転登記をなすに必要な一切の書類」を具体的に示す必要はないか(註5)との提案もあるたが、敢えていえは残額金の支払は右の書類と引換えにするばかりではなく、本船の占有移転と共に支払う旨を強調したいとの発言(註6)があり、協

議の結果多少時間的ずれの生ずることは致し方ないとしても(註7)原則として買船代価の支払は右の書類及び本船の引渡しと同時に行われるべきであるとの趣旨を明確にするため、旧第一項後段の保證金の処理に関する規定及び旧第二項の規定につき用語の修正を加え、ブライアム書式第九条「本船買船代価の残額は真正の船舶売買証書と引換えに本船の引渡しと共に、前記の通り売主へ支払われるべきこと」(註8)を参考として、語呂の関係並びに実情に合致する様に文言を整え、一つの条項として纏めた。尚支払方法の細部については、最近における売買価格と(註9)を参考として、語呂の関係並びに実情に合致する様に文言を整え、一つの条項として纏めた。尚支払方法の細部については、最近における売買価格と(註1)内入金または内金は代價の一部先拂であつて、手附金も最後には代價の一部に充當されることになるから、その意味では内金の一種とみるととも出来ようが、單に内入金又は内金とした場合には所謂解約手附と違つて契約解除権は發生しないし、違約した場合にも所謂違約手附の如く、それが直ちに損害賠償に當てられるとはなつた(註9)。

(註1) 内入金は既に支拂済であるから如何なる事情があつても返して貰えぬ「との發言があつたのも、この様な場合を想定して云われたのではないかと思ふ。尙内金の額は手附金の場合よりも通常多い様に聞いている。

(註2) 手附金は契約の成立に際し買主から賣主に渡されるものであるが、

法律用語としての手附の内には、その

ヲ妨ケス

違約金ハ之ヲ賠償額ノ豫定ト推定ス

(註3)ここに謂う保證金の性格を法

律的にみれば、賣買價格支拂と云う債

務の擔保として、買主が自ら進んで豫

め賣主に交付する金錢とみるべきでは

ないかと思う。尙保證金は例外的に契

約罰としての意味をもつ場合もあると

されている。因みに船舶賣買に於ける

保證金は一般に賣買價格の一割と云わ

れている。

(註4)賣主に對する債務の擔保と云

う意味から當然のことと思う。法律上

からも債權者は擔保の必要がなくなれ

ば同額の金錢を債務者に返還する義務

を負うものと解されている。

(註5)本契約の如き船舶賣買に於て

賣主が整備すべき書類は船舶登記権利

證書、船舶國籍證書、船舶検査證書、

船級證書、船舶登記簿謄本、法定のも

のを含めた屬具目録、未開封消耗品明

細書、所有權移轉登記に關する委任狀

等の權利書及び受渡書のほか、蘇士、

巴拿馬等の運河順數證書、航海及び機

關部の撮要日誌や各種圖面等も一應整

備すべきものとされている。

(註6)賣主と本船乗組員との間に圓

満を欠くことがあると、乗組員が下船

を拒む様な事も豫想されるので、買主

からみれば船長が下船してから賣買代

價を支拂うと主張したい場合もある

う。とにかく舊書式は書類に重點を置

き過ぎたため、本船の占有については

失念したのではないか、との發言

が委員會にてはあつた。甲斐綱氏は乘

組員に對し買主は祝儀を出さねばなら

ぬので、退職金は貰つたか否かとの點

まで確めて置かねばならぬと云つて居

られた。

(註7)實際問題として外國船買入

の場合を例にとれば、買船代價を倫敦

で支拂つたとすると、賣船主は日本の

引渡港にある本船に通知を寄越し、そ

れによつて船長は本船の引渡を行つ段

取りとなる如くである。

(註8)Priam term : 9. THE

BALANCE OF THE PURCHASE

MONEY is to paid as above to

the VENDORS, in exchange for

a duly authenticated Bill of Sale

and delivery of the steamer.

尙 Bill of Sale については第一條「

MONEY is to paid as above to

the VENDORS, in exchange for

the VENDORS within three days

(Sundays and legal holidays

excepted) from the date the steamer

is ready for delivery, as hereinafter

provided.

3. THE PURCHASERS SHALL

DEPOSIT WITH THE VEND-

ORS..... POUNDS STERLING

(.....) on account of the Pur-

chase Price on the signing of this

Agreement at the T/T rate on

London of the day of Deposit.

第四条 【本船の引渡】賣主は昭和

年 月 日より昭和 年

月 日迄の間

港に於て本船の引渡準備を完了す

るものとする。

買主は売主の引渡準備完了後遲滞

なく本船を受取らなければならな

い。

舊第四條(本船引渡)賣主は本船を昭

和 年 月 日より昭和 年

港に於

て買主に引渡す

買主は賣主の引渡準備完了後遲滞

なく本船を受取らなければならな

い。

第六條説明参考との關係から、賣主の引

渡準備完了のための期間を定めた項と

見出しは一部字句の補正をしたもので

いた。

意味は旧書式の場合と變りない。

旧第一項は旧第六条第一項(後出の第

六條説明参考)との關係から、賣主の引

渡準備完了のための期間を定めた項と

解するが、文言として適切でないため、

「……迄の間……」との表現は「……迄

の間に……」と改めて期間中の意味を

明確にし、また末尾の文言を「……港に

おいて本船の引渡準備を完了するものと

する」と修正した。従つて本項に記載し

た期間の最終日は一応契約の解約期日と

なるわけであるが、不可抗力或は船底檢

査の事情で引渡準備が遅延する場合も予

想されるので、これらの事項を一括して

第六条(後出)に規定した(註1)。

「……迄の間に

港に於て……」

空欄には、旧書式におけると同様、本船

の引渡場所を書き込む趣旨であるが、こ

の点につき第五条(後出)に規定する船

底検査との關係から「出渠後引渡す場合

には、検査後引渡迄の間ににおける危険負

担につき紛議の生ずる虞れがあり、実務

上も船渠内で受渡をする方が、船員の交

替等にも便利であるから、船底に損傷の

なかつた時(第五條第二項参照)は勿論、

交附を以て契約成立の要件とする成約手附(今日の立法例では一般に行われていない様であるが)、契約の成立とは關係なく、相手方に對して契約に拘束されてゐると云う心理的効果を與えんとする證約手附、當事者の一方が契約の履行に着手する迄は、それを拋棄され得るとする民法第五七條第一項に所謂解約手附がある。

ここに謂う手附金は違約手附の意味として發言されたものと思うが、特に意思表示のない限り民法の規定が適用されることとなるから、その場合には當然解除権が生じて契約の拘束力を弱める結果となる。同時に違約手附の金額が損害賠償額となるから、商慣習上民法第四二〇條に所謂賠償額の豫定となつて、本契約書が第十二條に違約金に関する條項を設けた趣旨とも矛盾することになると思う。因みに手附の額は普通代價の一割から多くて二割と云われている。

民法第五五七條 買主カ賣主ニ手附ヲ交付シタルトキハ當事者ノ一方カ

契約ノ履行ニ着手スルマテハ買主ハ

其手附ヲ拋棄シ賣主ハ其倍額ヲ償還

シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

民法第五五七條 買主カ賣主ニ手附

ノ場合ニハ之ヲ適用セス

民法第五四五條第三項 解除権ノ行

使ハ損害賠償ヲ請求ヲ妨ケス

民法第四二〇條 當事者ハ債務ノ不

履行ニ付キ損害賠償ヲ豫定スル

コトヲ得此場合ニ於テハ裁判所ハ其

額ヲ増減スルコトヲ得ス

賠償額ノ豫定ハ履行又ハ解除ノ請求

損傷が発見されて修理をなした場合にも修理完了後（第五條第三項の説明を参照）それぞれ船渠内で引渡すこととし、出渠後引渡す場合は特約によることとしては如何」との意見かかなり強かつた。

よつてこの点につき業界の諸先輩の意見を質して更に検討の結果、本船の引渡は從来通り出渠後浮揚状態で行うことを原則とし、当事者双方の協議により入渠の儘引渡す場合は特約に譲ることに決定した（註2）。

従つて本船が第五條の船底検査を終えて出渠後本項に記載された期間内に約定の場所まで到着し、且つ引渡しに必要な関係書類が整備されて、始めて本項に謂う「本船の引渡準備完了」と解するなどとした。

用される虞れもあるといふことに落着き採り上げなかつた。

（註1）引渡の準備期間については船型の大小、現在の就航状況、契約が先物であるか否か等によつて一概に云えないので、通常小型船で半月、大型船で

一月はみられている様である。尙アラム書式では本船の引渡につき第4條前段にて次の如く規定してある。

Priam term : 4. THE VENDORS SHALL DELIVER THE STEAMER to the PURCHASERS in... not later than.....

（註2）委員會に於ては坪川經二氏より、「私は外國船の受渡しと云ふことが頭に入つてゐるので、船渠内で受渡しをやつた例は持ち合せない、船底検査が終つたならば一旦船渠より引出し、安全な泊地に於て受渡しするのが一般的ではなかろうか。然し乍ら本書式が國內に於ける賣買を對象としているのならば、出渠後の危險或は船員の交替と云う點で右の意見に同意するが、受渡しは船渠内で行うことを以て原則とすることには飽くまで反対したい。船渠と云うものは第三者のものであり、豫めその了解を得て置かねばならないし、例えば船渠内で船員のストライキ等があつては、第三者に迷惑をかけるのではなかろうか。また船渠外に本船を引出すと云う技術的の危險であるが、これは餘りない様に思ふ。出渠後受渡しの實例として、諸威の標準書式によれば、はつきりと出渠後指定の場所で受渡しをする旨唱つてゐる。元來船舶は完全に浮んでいてこそ船舶と云えるのであつて、その點からも出渠後完全な狀態で受渡しをすべきで

あつて、船渠内での受渡しは特約として行うことにしたい」との發言があつた。

（註3）アライアム書式第二條の文書は前記第三條「賣買價格及び支拂方法」の説明註9を参照、同書式第十三條は次の通りである。

Priam term : 13. IN THE EVENT OF THE PURCHASERS not taking delivery of the steamer within the time herein specified they are to pay to the VENDORS demurrage at the rate of..... per nett register ton per day, but such detention not exceed fifteen days.

第五條 【船底検査】売主は本船の引渡

前回売主買主双方立金の上船底検査を行う」とができる様本船を入れ渠せしむべき船渠を手配しなければならぬ。

前項の検査により船底に何等異常のなかつた場合本船は引渡に適する状態となりたものと看做すればならぬ。

た場合には売主は自己の費用を以ての検査員の検査の結果船底に損傷が発見され得た場合に修理を行わなければならぬ。

41 船底検査のために要する船渠料並びにその附帯費用は賣主の負担とする、但し前項の場合に於ては上記の費用及び検査員の費用は總て売主の負担とする。

のとする
右検査に依つて船底に損傷が発見せられたときは売主は自己の費用を以て検査員の認定する修理を行わなければならぬ、此の場合入渠に関する費用は売主が負担する検査の結果何等異常の無かつた場合は此の費用は買主の負担とする。

旧第五条に相当する条項であるが、見出し及び条文を全面的に書き改めて各項の趣旨を明確化したものである。

旧書式に於ては、本船の引渡条件として、本船の受渡前に船底検査を行うことを賣主に課しているので、先づこの点につき、「最近は船価が非常に高くなり、船底検査を抜きにして契約を締結することは危険である。尤も國內に於ける売買行為によつて、船底検査は通常行われてゐるが、船渠内での受渡しは特約によることと規定してあるが、斯かる場合のデマレージにつき外國では慣習となつても、日本では慣習として認められていないとの意見もあり、この様な規定を設けることは「引渡準備完了後遅滞なく」との文言の趣旨を弱め、且つ悪

「慮されたい」との提案も採り入れ案文を修正することとした。尙保険会社側からは、新旧船主に対する保険金支払を明確にする必要上、是非船底検査をして貰いたい、との希望意見が終始述べられていました。

見出しは条項の内容からみて、船底検査及びその費用とする提案もあつたが、船底検査ということに重点を置き採用をみるに至らなかつた。

第一項は本売買契約に当つては船底検査を行うことを条件とする旨を唱つたもので、「売主買主双方立会の上」との文言は前記の如く、船底検査は寧ろ当事者双方が協力して行うべきものである、との趣旨を反映させ様としたものである。然し船渠の手配については、買主が買船後本船の改造乃至は修理をするに都合のよい船渠を手配することなども予想されるが、原則として売主の責任とすることに落着いた。尚船底検査地を記入事項とする提案は先物契約の場合を考慮し、また「乾船渠内又は浮船渠上に於て」等の文言は「入渠せしむべき船渠」との表現があるため充分認識できるとの理由で、夫々採用をみなかつた。

本条に謂う「船底」の意味につき、造船工学上からみれば彎曲部船骨の延長線以下を意味し、塗装関係からみれば通常水没部を意味することとなるが、船底検査の趣旨に鑑み、検討の結果、厳格な意味に謂う船底ではなく、外板を含めた水没部分を意味することとした。従つて具体的には一応軽荷吃水時に於ける水線以下となるわけである（註2）。

また「実務上船底検査に當り、本船の関係する船級協会の検査員を立会わせて置けば、当事者間に争のあつた場合、速や

かに解決出来るから、船底検査には原則として、検査員を立会わせる様にしては如何」との提案があり、他方保険会社側からも「売買によつて引受け保険会社が切替わる場合は勿論、保険関係からは損傷賠償の有無並びにその状況が修繕費支払に直ちに必要となるので、本船の現状確認のため、是非検査員を立会わせることに決定して欲しい」との希望意見もあつたが、売買契約の履行に当つて当事者が行う船底検査は船底のみを対象とするものであつて、売買の結果引受け保険会社が變る場合、新たに引受ける保険会社が検査員の立会は現状確認を希望する（船底ばかりではなく、本船全体の検査とは性格が異つておなり、斯かる趣旨よりする検査員の立会は対保険会社との関係から買主の側に於て考慮すべき問題と解すべきである。また実務上からの提案に対しては、本契約書類が単に大型船のみではなく、広く国内船の売買を対象としているものであつて、従来小型船の場合には潜水夫による検査を行い、損傷があれば始めて入渠若しくは上架するという様な状況であるから、検査員を立会わせる場合は特約に譲ることとして採り上げないことに落着いた（註3）。

に關する條項で、これに対する修理は本級協会所属検査員の認定する工事でなければならぬので、空欄を設け「日本海事協会」等必要事項を任意記入し得る様にした。而して斯かる場合の修理費は、文言にある如く「売主が負担するわけであるが、実際問題としては、次回の定期又は中間検査時に修理すればよい、との諒解」(recommendation) を検査員から与えられる場合が多く、この諒解に基いて、船底検査時に修理を行わないならば、売主は次期検査時に於ける当該損傷の修理費のみを負担すればよい、とした。

「損傷」との語については、自然の消耗(Wear and tear)を含まない、と解することに意見の一致をみたが、明確に唱うことは却つて紛議を生じ易いとして字句の修正は行わなかつた。

尚本項に規定する修理が完了した場合、或は前記の如く、その修理を次期検査時に於ける諒解の下に船底検査を終った場合は、前項に所謂「本船は引渡しにする状態となりたるものと看做す」わけである。

第四項は船底検査のために要する諸費用の負担関係を規定した条項である。既に

尚本項に規定する修理が完了した場合、或は前記の如く、その修理を次期検査時に行う諒解の下に船底検査を終了した場合は、前項に所謂「本船は引渡しに適する状態となりたるものと看做す」わけである。

尚2号ペインントは乾船渠に入渠せしめることによつて効果を失うので、損傷の有無を問わず、売主の負担とすべきである、との発言があつたが、保船という立場からみれば買主が負担すべきであるとの反対意見もあり、検討の結果保険関係をも考慮して、損傷の発見された場合は売主の負担、何ら損傷なきときは買主の負担とする本項の原則を2号ペインントについても準用することとした(註5)。

(註1) 委員会に於ては甲斐緑氏より「明治より大正にかけて行われた国内船の完買では特約のなき限り船底検査は行わず、土地家屋の完買と同じ考え方で有姿の儘の状態で取引した様に記憶している。従つて本船が航海中に完買することもあつたし、また売主として船底検査を行わないので、買主の方で潜水夫を入れて調べた様なこともあつた。勿論、當時でも外國船を購入する場合には、船底検査を行うことを常とした。従つて属具備品についても買主が苦情を述べることは、今迄その船に乗組んでいた船長に対する侮辱として国内外船完買の際は厳に慎しみ、有姿の儘受け取つたわけである。尚壳買船に附けられた保険関係がその儘承継される時は、その時を境として既払保険料は売主の負担、未払保険料は買主の負担とされ、また航海中完買された場合には当該航海の運賃は前払された運賃を除き一般に買主が取得するものとし、前払された運賃の分は完買船価で調整した。

た。勿論、當時でも外國船を購入する場合には、船底検査を行うことを常とした。従つて属具備品についても買主が苦情を述べることは、今迄その船に乘つていた船長に対する侮辱として國內船売買の際は厳に慎しみ、有姿の儘受けたわけである。尚壳買船に附けられた保険関係がその儘承継される時は、その時を境として既払保険料は売主の負担、未払保険料は買主の負担とし、また航海中売買された場合には当該航海の運賃は前払された運賃を除き一般に買主が取得するものとし、前払された運賃の分は売買船価で調整した

いか、との提言もあつたが、引渡準備が完了しても本船が現実に引渡されなくては困るので、是非「引渡を履行しないとき」との意味を表わしたい、との意見に従い、右の提言は採り上げなかつた。

第二項は旧第二項の趣旨を踏襲したものである。旧条項中「不可抗力（一日以内）」の括弧内に記入した日数は、遅延に対する許容日数を示すことになるが、その起算日については紛らわしく、且つ不可抗力を何日以内と限る表現も理論的には理解し難いので、文言を改めて「不可抗力による場合（一日以内）」との表現をとり、この場合に於ける遅延日数或は遅延許容日数の起算日は、第四条第一項に規定された期間の最終日の翌日とするに至る。又遅延が承認せらるべき「修理」は但書の趣旨からみて、これから施工せらるべき「修理」についてであると解されるので、過去形の表現を改め「又は第五条の検査を通過させるために行う……」と修正した。従つて但書中の「一日以上に及ぶときは」との意味も予想される修理日数等に関する趣旨であることは云うまでもない。

更に本契約書は第五条（船底検査）において、売主は本船の引渡前に入港して、壳渠の手配をなすべく義務付けられているから、例えば船底検査施

行地が本船の引渡港と同じ場所である場合など、たとえ本船が第四条第一項に記載された期間内に引渡港に入港していても、船渠側の事情で右期間内に船底検査

が完了しないときは、買主として本条第一項の規定により解除権を取得することになる。然し乍ら船底検査は当事者双方が協力して行うべきものである、とした

趣旨からも、単に船渠の手配は売主の義務であるとの理由で、右の如く解除権を認めることは、売主にとつて酷ではないか、との意見があり、検討の結果、この様な船渠側の事情による引渡遅延は、本項に謂う不可抗力と看做されないか、との発言もあつたが、不可抗力とは解し難く、且つ引渡港に入港した時を以て引渡準備完了とみることは簡明ではあるが、第四条第一項の趣旨と相容れないため、船底検査若しくは修理」との字句に改め、斯かる遅延についても許容することとした（註1）。

他方アライアンス式はその第五条に於て、船底検査の結果船底に損傷が発見され、買主がその儘の状態で本船の引取を拒んだ場合には、売主は自己の費用で修理を加えるか、或は解約することができる、として売主に解除権を与えているが、本契約書では、買主が本項の但書に於て与えられた解除権行使しないならば、売主としては飽くまで本船の修理を行わなければならない。この点アライアンス式が第四条に於て買主に、第五条に於て売主に、夫々解除権を与えていた問題である。或は外国の保険がわが国の修繕費保険と異りフランチャイズを設けているためではなかろうか、等の意見もあつたが、結局この様な解除権を売主に与えることは行き過ぎであつて、契約として穩当でないとしらべて落着した（註2）。

尚引渡遅延の際の延滞料については後出第十二条の契約違反条項に照らして処理することとした。

(註1) Priam term : 4. THE VENDORS SHALL DELIVER

THE STEAMER to the PURCHASERS in.....not later than..... In the event of the VENDORS failing to deliver the steamer within the time herein specified, the PURCHASERS shall have the option of maintaining or cancelling this Agreement, but any delay caused by force majeure (not exceeding 5 weeks) and/or any delay caused by repairs in order to pass inspection by.....Surveyor at port of delivery, under Clause 5 of this Agreement, to be accepted by the PURCHASERS without any claim.

Priam term: 10. ANY DETENTION OF THE STEAMER IN.....Harbour whilst awaiting drydock for the inspection of Bottom to be at the VENDORS' risk and expense but the PURCHASERS are not to have the option of cancelling this Agreement on account of such detention.

(註2) Priam term : 5. FOR THE INSPECTION by.....Surveyor of Steamers' Bottom, the VENDORS agree to place the steamer in drydock at..... In the event of the Bottom being found broken or damaged, and PURCHASERS decline to accept the steamer in such state, it shall be repaired and put in good and seaworthy condition to the satisfaction of the Surveyor above named at the VENDORS' expense, or VENDORS have the option of cancelling this Agreement and return Money deposited.

力立場にて本契約の目的を達成するに至らざりとができないと認められるに留つたときは本契約は無償解除されるおることとする。

旧第九条（相互免責）本船が受渡前に天災その他不可抗力によつて滅失又は毀損し受渡不能となつたときは本契約は無償で解除せられる。

旧第九条の趣旨をとり入れ、見出し並びに条文を修正したものである。

旧第九条は契約の無償解除を規定した条項であるから、引渡遅延による無償解除を規定した新第六条と共に整理して、一つの条項に纏めては如何との提案があつたが、第六条は売主の履行遅延に基く買主の無償解除権等を規定するものに対して、本条は契約の履行不能による契約の解除を規定する趣旨と考えられるから、その性格は異なるのではないかとの意見があり、從来通り別条とするにしたが、条項の配列を考慮して第七条と改め、右の第六条と並記したものである。

見出しについては旧第九条に謂う「相互免責」が本条の趣旨とかけ離れていため、「引渡不能」と改め、第六条の見出しに「引渡遅延」と関連せしめるところにした。

本文については旧第九条の文言に関し先づ受渡不能の原因を物理的事由のみに限定せず、アライアンス式第十四条の如く、官憲の抑留等の人為的不可抗力による場合をも列挙する方が明確になりますいか、との提案が出た（註1）。これに対し、例えばスライキの如く果して不可抗力であるか否か認定し難い場合が予想され、結局は仲裁人の判定に委ねられることになるわけであるから、悪用

を防ぐ意味からも、人為的不可抗力に関する文言を明示することは好ましくない、との意見があつた。また「滅失又は毀損受渡不能」との字句につき、「滅失」した場合「受渡不能」となることは殆んど疑問の余地はないが、「毀損」の語は悪用される虞がありはしないか（註2）。同時に船長の重過失によつて本船を滅失又は毀損せしめた場合、直ちに契約解除とすることは、第十四条（後出）に於て「本契約に記載のない事項は總て日本国の法令及び慣習に従う」としていふるため、現行法令との関係からみて差支えないか、との二点につき動議が出された。

よつて前記人為的不可抗力に関する場合の問題と共に検討の結果、「船長の重過失の場合云々」ということは、法律的に

「滅失」若しくは「破損」の原因についてに於て「本契約に記載のない事項は總て日本国の法令及び慣習に従う」としていふるため、現行法令との関係からみて差支えないか、との二点につき動議が出された。

改訂条文については字句の平易化と集会所制定の他の書式との用語統一のため、「毀損」の語を「破損」と改め、「滅失」若しくは「破損」の原因については、売主の故意過失の許されぬことは勿論であるが、航海過失に基く場合等その原因を必ずしも不可抗力のみに限定しないとの趣旨を明示するため「滅失若しくは破損のため又は不可抗力によつて云々」と修正した。「不可抗力」との語に代えて「その他売主の責に帰せざる事由」との文言を使用しては如何との提案があつたが、前記の如く船長の重過失による場合には疑義の生ずる虞れが多分にあり、ここに謂う「不可抗力」とは單に絶対的不可抗力のみならず、売主の責に帰せざる事由をも広く含む趣旨であるから却つて紛らわしいとの意見があり、採用をみなかつた。

尚「本契約の目的を達成することがで乘組員には信頼の出来る人物を乗せていい筈であり、その選任監督には十分の注意を払うのが例であるので、船長の過失を以て直ちに売主に責任を負わしめることは困難なようと思ふ。また民法の規定をその儘適用することは海運の特殊性からみて無理があり、果して重過失であつか否かについても適確な判断を下すことは極めて困難であると予想されるから、短い条文に於て如何様に規定してもその趣旨を充分に表示することは不可能である」との発言もあり、結局船長の

tract shall be null and void and the deposit shall be returned in full to the PURCHASERS.

(註2)委員会に於ては當時「毀損」とは受渡港に到達し得ないような損傷を意味することとし、その判定について個々の事実関係に基いて決せられた。

重過失によつて本船が滅失或は毀損した場合、船主に於て船長の選任監督につき相当の注意を払つておれば、直ちに売主の解除権を消滅するものとはせず、個々の事実関係に基いて判断することに決定、条文を修正することにした。

改訂条文については字句の平易化と集会所制定の他の書式との用語統一のため、「毀損」の語を「破損」と改め、「滅失」若しくは「破損」の原因については、諸先輩の言を総合して考へるに、茲に謂う「無償」との意義は、所謂原状回復義務の存否、及び解除の効力が遡及するか否かを表示したもの如くである。契約の解除に関する一般原則については、民法第五四〇条以下の規定があり、第五四五条は解除の効果につき次の如く定めている。

民法第五四五条 当事者ノ一方カ其解除権ヲ行使シタルトキハ各当事者ハ其相手方ヲ原状ニ復セシムル義務ヲ負フ但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ返還スヘキ金銭ニハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ス

二 修繕費賃船ノ価額ノ四分ノ三ニ至リタルモノト看做ス
一 船舶力其現在地ニ於テ修繕ヲ受クルコト能ハス且其修繕ヲ為スヘキ地ニ到ルコト能ハサルトキ

前項第二号ノ価額ハ船舶力航海中毀損シタル場合ニ於テハ其ノ発航ノ時ニ於ケル価額トシ其他ノ場合ニ於テハ其毀損前ニ有セシ価額トス

第八条 【保証金の返還】前二条の規定により本契約が無償解除された場合

合賣主は第三条第二項の規定によつて預託された保証金を返済しなければならない

買主に返還しなければならない

今回の改訂に當り、新たに設けられた

条款である。即ち第六条（引渡遅延）及び第七条（引渡不能）の規定によつて本契約が無償解除された場合、所謂原状回復義務を巡つて、保証金の帰趨に関する疑義を妨ぐため、本条を新設して、斯かる場合売主は預託された保証金のみを買主に返還すればよいとした（註）。

(註)集会所の制定に係る各種契約書

式の条文中には、本契約書第六条（引渡遅延）の場合の如く「誰々は本契約を無償解除することができる」との文言や、或は本契約書第七条（引渡不能）の場合の如く「……ときは本契約は無償解除されるものとする」との文言が屢々見受けられる。

今回の委員会に於ても、右の「無償解除」との意味に関する質問が出たわけであるが、諸先輩の言を総合して考へるに、茲に謂う「無償」との意義は、所謂原状回復義務の存否、及び解除の効力が遡及するか否かを表示したもの如くである。契約の解除に関する一般原則については、民法第五四〇条以下の規定があり、第五四五条は解除の効果につき次の如く定めている。

民法第五四五条 当事者ノ一方カ其解除権ヲ行使シタルトキハ各当事者ハ其相手方ヲ原状ニ復セシムル義務ヲ負フ但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ返還スヘキ金銭ニハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ス

解除権ノ行使ハ損害賠償ノ請求ヲ妨

ケス

従つて契約の解除があればその効力は契約の当初に遡及し、各当事者は其相手方に對し夫々原状回復義務を負うこととなる。

他方民法に於ては賃貸借、雇傭、委任及び組合の場合には特則を設け、その性質上右の一般原則に對する排除を認めていい。

民法第六二〇条 賃貸借ヲ解除シタル場合ニ於テハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス当事者ノ一方ニ過

失アリタルトキハ之ニ対スル損害賠

償ノ請求ヲ妨ケス

第六三〇条 第六百二十条ノ規定ハ

雇傭ニ之ヲ準用ス

第六五二条 第六百二十条ノ規定ハ

委任ニ之ヲ準用ス

第六八四条 第六百三十条ノ規定ハ

組合契約ニ之ヲ準用ス

右の特則は一般に解約告知、或は解約の申入等と呼ばれるものであつて、この場合には解除の効力は既往に遡及せず、従つて原状回復義務も存しない。

然し乍らこれらの特則はその適用が限られてゐるため、本契約書を始め他の書式の場合に於ては、民法第五百四十五条规定する規定（殊に本条に於てはその第二項の規定）の適用を排除するため、古くから斯かる表現が使用されているのであると思う。

第九条 【権利証書の承継】買主は本船の引渡と同時に第三条記載の一切の書類を売主より承継するものとする。この場合、売主は本船に対する第三者的先取特権、抵当権並びに債務関係がないこと等凡そ買主の利益を害するような瑕疵のないことを保証する。

旧第七条（権利証書の継承）本船受渡しと同時に買主は売主より第三条記載の一切の書類を継承するものとする。但しその際売主は本船に対する第三者の先取特権、抵当権並びに債務関係がないこと等凡そ買主の利益を害するような瑕疵のないことを保証する。

旧第七条に相当する条項で、若干字句の修正を施した。

見出しの「権利証書」との語は何を意味するか明確でない、との意見もあつたが、条文によれば第三条との関係から、

本船の移転登記をなすに必要な一切の書類を意味することが明瞭であるから、從来通りで差支えないとした。但し「继承」との語は法律用語としての統一を図るため「承継」と改めた（註1）。

条文については「買主は」との字句を冒頭に移して文言の体裁を整え、他の条文の場合と同様「本船受渡」との語を「本船の引渡」と改めた。「継承」を「売主より承継するものとする」と改めたことは見出しの場合と同じ理由によるものである。但書は本条に於て極めて重要な意味を有するので、「この場合云々」との用語を用いて本文後段とし、本条全体の趣旨を明確化することとした。而して右後段の「先取特権」には船員の先取特権が考えられるので（註2）、此の場合を考慮して「第三者」の中には本船乗組員をも含むものとした。尚「瑕疵」との語は物理的欠陥を意味する嫌がある、との発言があつたが、他の条項との関連から、本条に於ては債権債務関係を意味することが明瞭である、との理由で採り上げられなかつた。

（註1）法律用語として「継承」との語は皇位の継承の場合に用い、一般に権利又は義務を承継する場合は「承継」との語が用いられている。憲法第二条、民法第一一二〇条、一四八条、民事訴訟法第七四条等を参照。（註2）商法第八四二条 左二掲ケタル債権ヲ有スル者ハ船舶、其属具及ヒ未タ受取ラサル運送貨ノ上ニ先取特權ヲ有ス

一乃至六（略）

七 承継契約ニ因リテ生シタル船長其

他ノ船員ノ債権

八乃至九（略）

第十条 【登記登録】本船の所有権移転に必要な登記登録の費用は總て買主の負担とする、但し売主は登記登録の完了迄買主に協力するものとする。

旧第八案（登記登録）本船の所有権移転に必要な登記登録の費用は凡て買主の負担とする。但し売主は右登記登録の完了迄買主に協力しなければならない。

旧第八条に相当する条項で、見出しまで見通りとした。ただ本文中の「凡て」を「總て」と修正、また但書末尾を「協力をするものとする」と改め、書類上不備のあつた場合には、売主に於て誠意を以て整備してもらわねばならぬ、との趣旨を明確化することとした。

旧第十一条（残存船用品）引渡の際本船に残存する燃料、飲罐水、食料品及び未開封の消耗品は売主買主双方協議の上引渡港に於ける時価を以て買主が買取るものとする。

旧第十条（残存船用品）引渡の際本船に残存する燃料、飲罐水、食料品、約金にて生じたる一切の損害金を支払わなければならぬ。

旧第十一條（契約違反）本契約に違反したときは違約者は違約者に対し因

たものは因つて生じたる一切の損害金を相手方に支払わなければならぬ。

第十二条 【契約違反】本契約に違反し

たものは因つて生じたる一切の損害金を相手方に支払わなければならぬ。

旧第十一條（契約違反）本契約に違反したときは違約者は違約者に対し因たものは因つて生じたる一切の損害金を支払わなければならぬ。

旧第十一條に相当する条項で、集会所制訂の他の契約書の文言に同調せしめ易化することとした。

本文については「食料品」の次に「及び」との字句を挿入して本文の体裁を整え、また「当事者」の語を「売主買主双方」と置き換えて、本契約当事者の意味を明示することにした。「受渡港」を「

引渡港」としたのは他の場合と同じ理由によるものである。旧条文の末尾は「譲渡するものとする」とあつたが、売買の実際からみれば残存船用品の陸揚げは自由とするが、これが予想外に多量のときは別として、一般に買主に買取り義務がある旨規定する方が実情に即するということに落着き、「買主が買取るものとする」と改めた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるるので、右の発言については考慮しなかつた。

言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げすることは却つて困難と思われるので、右の発言については考慮しなかつた。

尚船主によつては賄を請負わせている向もあるので、食料品を買主に買取らせることは支障が起きはしないか、との發言があつたが、陸揚げとは

箇のものである。ただ買主側に契約違反があつたときは違約金の一部に充当することができるにすぎない、と解すべきであるということになつた。

尚売主側に契約違反のあつた場合問題となる「保証金」の利息についても、本条によつて処理することとした。

第十三条 【特約】

本契約に関する特約項記入欄である。他の集会所書式の如く、記入を要する条項を第一条に纏め本条も第一条の次に移しては如何との提言もあつたが、前記基本方針に従い從来通りの体裁を使用することとした(註)。

(註) 本契約書式には、集会所制定木造船売買契約書にみられるような、本船乗組員の去就に関する条項がないので、この点に関する特約や、本船に係る公租公課の負担に関する取り決め、仲介人手数料の問題等は一応念頭に置く必要があるのではないかと思う。

第十四条 【記載外事項】本契約に記載のない事項は総て日本国(法)令及

び慣習に従う
旧十三条(規定外事項) 本契約に定めのない事項については総て日本法令並に商習慣によるものとする
旧第十三条の見出し及び本文を、他の集会所制定書式に同調させるため、夫々修正を施したものである。

第十五条 【仲裁】

本契約に関して当事者間に争を生じたときは双方は社団法人日本海運集会所に仲裁判断を依頼しその選定に係る仲裁人の裁定を最終のものとしてこれに従う

21

前項の仲裁判断の依頼は当事者の

一方より単独にこれを行うことができる

31

仲裁人の選定其の他仲裁手続に関する一切の事項は社団法人日本海運集会所の決める所による

41

本条に関する訴訟の管轄は神戸地方裁判所とする。

旧第十四条の見出し及び条文をその儘新第十五条とし、他の条項と同じく新たに算用数字を以て各項毎の標示を示したものである。

「結語及び署名欄」

右契約を証するため本書二通を作り各自記名調印の上互に一通を保有する

昭和

年月日

に於て

賣
主
仲
介
人

他の集会所制定書式の文言と統一せしめるため、結語中の文字を一部改め、また契約書締結地記入欄を新たに設けたほかは、総て旧書式の体裁を踏襲した。
「附記」本稿を纏めるに当つては委員並びに関係各位より一方ならぬ御助言を戴いた。殊に本件分科会の出井委員長には態々推敲の労を辱けなくした。茲に記して深甚の謝意を表する次第である。
尚印刷活字の都合とはいえ途中より甚だ読み辛い不体裁なものとなり、御迷惑をおかけしたことを御詫びします。